


最新判決情報

2024 年

[6 月裁判所 HP 公開分]

●雨降事件

知財高裁 令和 6 年 5 月 16 日		
令和 5(行ケ)10122 審決取消請求事件		
当事者	原告:AFURI(株) 被告:吉川醸造(株)	判決要旨: 「雨降山」を「アフリヤマ」と称呼する場合があることを踏まえると、本件商標の「雨降」から「アフリ」の称呼が生じないとはいえないが、本件商標は「雨の降ること。雨が降っている間。雨降り」の観念を生じる一方、引用商標は特定の観念を生じず、外観も相違するとして、観念・外観の相違が称呼の共通性による印象を凌駕する(=商標非類似)と判断された(11号・10号)。 また、使用商標「AFURI」が「ラーメンの提供」について、東京都及びその周辺のラーメンの取引者・需要者に知られたものと言い得るとしても、実際の店舗数(16 店舗)などから周知著名であるとまでは認めるとに足りないとして、本件商標の指定商品「日本酒等の酒類」と「ラーメンの提供」の需要者が一定程度重なる部分があるとしても、両者に密接な関連性があるとは認め難いなどとして、混同おそれがあるとはいえないと判断された(15号)。
対象商標	本件商標  引用商標 AFURI	
結論	非類似、混同しない(商標法 4 条 1 項 11 号・10 号・15 号)	コメント: 原告からは、両当事者の商品(酒・ラーメン)はともに丹沢山系大山の水を用いているため、両商標から「丹沢山系大山の通称『阿夫利山(雨降山)』」の観念が生じ、本件商標の付された商品も現に「アフリ」の称呼で取引されている、といった取引の実情に関する主張もなされたが、一般的、恒常的な取引の実情とはいえないなどとして理由がないとされた。 このほか、商標法 4 条 1 項 7 号・19 号も主張されたが認められなかった。

●世界メシア教事件

知財高裁 令和 6 年 5 月 21 日		
令和 5(行ケ)10123 審決取消請求事件		
当事者	原告:世界救世教 被告:世界救世教主之光教団	判決要旨: 本件商標と引用標章の類似性の程度は低い、原告が「世界救世教」の「救世」に「メシヤ」と振り仮名を付して「セカイメシヤキョウ」と称していたのは 60 年以上も前のことである、「世界メシヤ教」「世界メシア教」あるいは「メシヤ教」「メシア教」との名称が原告を指すものであるとの事実が需要者に周知であったとは認められない、などといった点を理由に、被告が原告との間で混同を生じさせる目的で本件商標の登録をしたとは認められないと判断された(7号)。
対象商標	本件商標 世界メシア教 第 45 類「宗教集会の運営」ほか 引用標章 「世界救世教」	コメント: このほか、商標法 4 条 1 項 6 号・15 号も主張されたが認められなかった。同じ日に判決言渡の令和 5(行ケ)10126 も同様の事件である。
結論	公序良俗等非該当(商標法 4 条 1 項 7 号・6 号) 混同しない(同 15 号)	

●骨格診断7タイプ事件

知財高裁 令和6年6月3日		
令和6(行ケ)10003 審決取消請求事件		
当事者	原告:一般社団法人国際カラー プロフェッショナル協会 被告:特許庁長官	判決要旨: 法3条1項柱書及び3号は条文上需要者の認識を何ら問題としていないのに、本件審決はこれを基準に判断したとの原告の主張に対し、出願商標が何を表示するものであるかを客観的に把握する上では取引者、需要者の認識を基準として判断せざるを得ないとして、また、「役務の質」は「『労働勤務』や『他人に利益があるようにする行為』の質」を指すとすとの原告の主張に対し、そのように限定的に解釈すべき理由はないとして、結果的に識別力は認められなかった。
対象 商標	本願商標 骨格診断7タイプ 第41類「技芸・スポーツ又は知識の教授」ほか	
結論	識別力なし(商標法3条1項3号)	

●トリニティ事件

東京地裁 令和6年4月26日		
令和5(ワ)70142 商標権侵害差止等請求事件		
当事者	原告:(株)PROCEED 被告:(株)Aulii(被告会社) Ai(被告会社代表取締役)	判決要旨: 被告ウェブサイト上の広告に被告標章1などを付した点につき、被告Aiは、本件エステサロンの経営者である訴外株式会社トリニティと共謀して原告商標権の侵害を行ったか又は株式会社トリニティによる原告商標権の侵害を幫助したものと評価することができるとして、一部損害賠償請求が認められた。
対象 商標	原告商標 「トリニティ」(標準文字) 第44類「美容、理容」ほか 被告標章 1. TRINITY 2. トリニティ ほか全5件	
結論	侵害(商標法38条2項等)	